空き家を相続する？しない？有効活用する方法についてご紹介

「両親が亡くなり、誰も住まなくなってしまった実家をそのままにしていてもいいのか、何かしなくちゃいけないのかわからない」
「空き家を相続したとしても、どうやって活用すれば良いのかな？」

そのようにお悩みの方はおられませんか？

両親が亡くなったことをきっかけに実家を相続する方は増えてきています。
しかし、相続後の管理などを考えると実家をそのまま相続するべきかどうか迷ってしまいますよね。
そこで今回の記事では、実家を相続する可能性がある方に向けてどのような選択肢があるのか、相続した後に空き家を有効活用する方法について詳しくご紹介します。

□相続してから売却する場合

空き家を相続した際、そのまますぐに売却する方もいます。
所在する地域の人口が多く、需要が多い場合は買い手が付きやすいですが、地方であったり、地域の人口が少なく、需要が少ない場合は、不動産の価値が下がる傾向にありますので、注意が必要です。
そのため売却を検討する際は、あらかじめ売却をした際にどのくらいの価格で売れるのかを確認しておくことが重要です。

□相続後管理だけ行い、所有しておく場合

今は使用せずとも将来的に空き家を使うかもしれないという場合には、管理だけを行い、所有しておくという方法もあります。
しかし、この場合、空き家の管理が不十分だと固定資産税が跳ね上がるケースもあるため、入念な管理が必要です。

□相続しない場合

家の状態がかなり悪く、自分が今後住む可能性の無い場合、「相続放棄」という選択肢があります。

空き家の相続を放棄するためには、一定期間内に手続きをする必要があり、空き家の相続を放棄した場合は、家だけでなくそのほかの財産も相続を放棄することになりますので、注意が必要になります。

□相続した実家を有効活用する方法

相続した実家を有効活用する方法としておすすめなのが、賃貸物件にして人に貸し出す方法です。
安定した利益が見込める以外にも、節税対策にもつながります。
また空き家を放置した場合、放火や、不審者の侵入などのトラブルが発生する事例もありますので、そうならないためにも対策をする必要があります。

入居者を見つけて賃貸物件として運用できるかどうか不安だという方には、専門の会社に相談することをおすすめします。

□まとめ

今回の記事では、空き家の相続やその有効活用の方法について詳しくご紹介しました。
相続できる家があるのであれば、賃貸物件として人に貸し出して利益を上げる方法がおすすめです。

当社では、空き家を賃貸物件として活用するための様々なサポートを行っておりますので、

お気軽にご相談ください。